

# 公益社団法人日本馬事協会定款

制定：平成23年11月 1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、馬の改良増殖、保護及び利用増進並びに馬に関する知識の普及及び文化の継承を図り、もって馬事の振興、地域社会の健全な発展及び豊かな人間性の涵養を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 種雄馬及び種雌馬の繋養、種馬の登録その他馬の改良増殖に関する事業
- (2) 馬の保護及び利用増進に関する事業
- (3) 馬事知識の普及及び馬事文化の継承に関する事業
- (4) 馬に関する調査及び研究に関する事業
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業は日本全国において行う。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 協会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 団体会員 協会の目的に賛同し、次条の規定により入会した団体
- (2) 個人会員 協会の目的に賛同し、次条の規定により入会した個人

2 前項の団体会員及び個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが団体であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程
- (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (3) その他会長が必要と認めた書類

3 会長は、第1項の承認があったときは、その旨を当該申込みしたものに通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(届出)

第8条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名及び定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程）に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

(任意退社)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(賛助会員)

- 第12条 協会の目的に賛同し、会長が理事会の決議を経て別に定める入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けたものは、賛助会員となることができる。
- 2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配付を受けるほか、会長が適当と認める場合には、協会の事業に参加することができる。
- 4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。
- (1) 賛助会員から脱退の申出があったとき。
  - (2) 死亡又は解散したとき。
  - (3) 賛助会費を引き続き2年以上納入しないとき。
  - (4) 除名されたとき。
- 5 既納の賛助会費その他の拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においても、これを返還しない。
- 6 第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、同条中「会員」とあるのは、「賛助会員」と読み替えるものとする。

#### 第4章 総会

(構成)

- 第13条 総会は、全ての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第14条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第15条 総会は、定時総会として毎事業年度経過後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、少なくともその開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第21条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の開催日の直前の業務日の17時30分までに当該記載をした議決権行使書面を協会に提出

して行う。

(総会の議決の省略)

第22条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 協会は、前項の規定により総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

(総会への報告の省略)

第23条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 定時総会の日から10年間、第1項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第5章 役員等

(役員の数等)

第25条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上18名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 協会の理事のうちには、理事のいずれか1人と配偶者及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 協会の監事には、協会の理事(配偶者及び親族その他特殊の関係がある者を含む。)及

び協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、専務理事は、協会の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の場合にあつては、協会は、当該総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

(報酬等)

第31条 役員に対し、その職務執行の対価として、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給に関する基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第32条 協会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第33条 協会に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、馬事に関する学識経験者のうちから、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、馬事に関する学識経験者のうちから、理事会の決議を得て、会長が任命する。
- 4 顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。
- 5 参与は、協会の業務に参与する。

## 第6章 理事会

(構成)

第34条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 諸規程の制定及び改廃
- (5) 総会の招集及び総会に附議すべき事項の決定

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告)

第39条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会への報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

第42条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 専門委員に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

4 専門委員会で検討した結果は、理事会へ報告する。

## 第8章 会計

(事業年度)

第43条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(基金の募集)

第47条 協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定期総会の決議を経る

ものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

#### (特定費用準備資金)

第48条 協会は、将来の特定の事業の実施のために特別に支出（事業又は管理費として計上されるものに限る。）するための資金にあてるため、特定費用準備資金を積み立てることができる。

2 特定費用準備資金の取り扱いについては、理事会の決議を経て別に定める。

### 第9章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第50条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第51条 協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第52条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第10章 公告の方法

#### (公告の方法)

第53条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第11章 事務局等

#### (事務局及び職員)

第54条 協会は、事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の運営及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(規則の制定)

第55条 協会は、この定款に定めるほか、法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は、赤保谷明正とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。